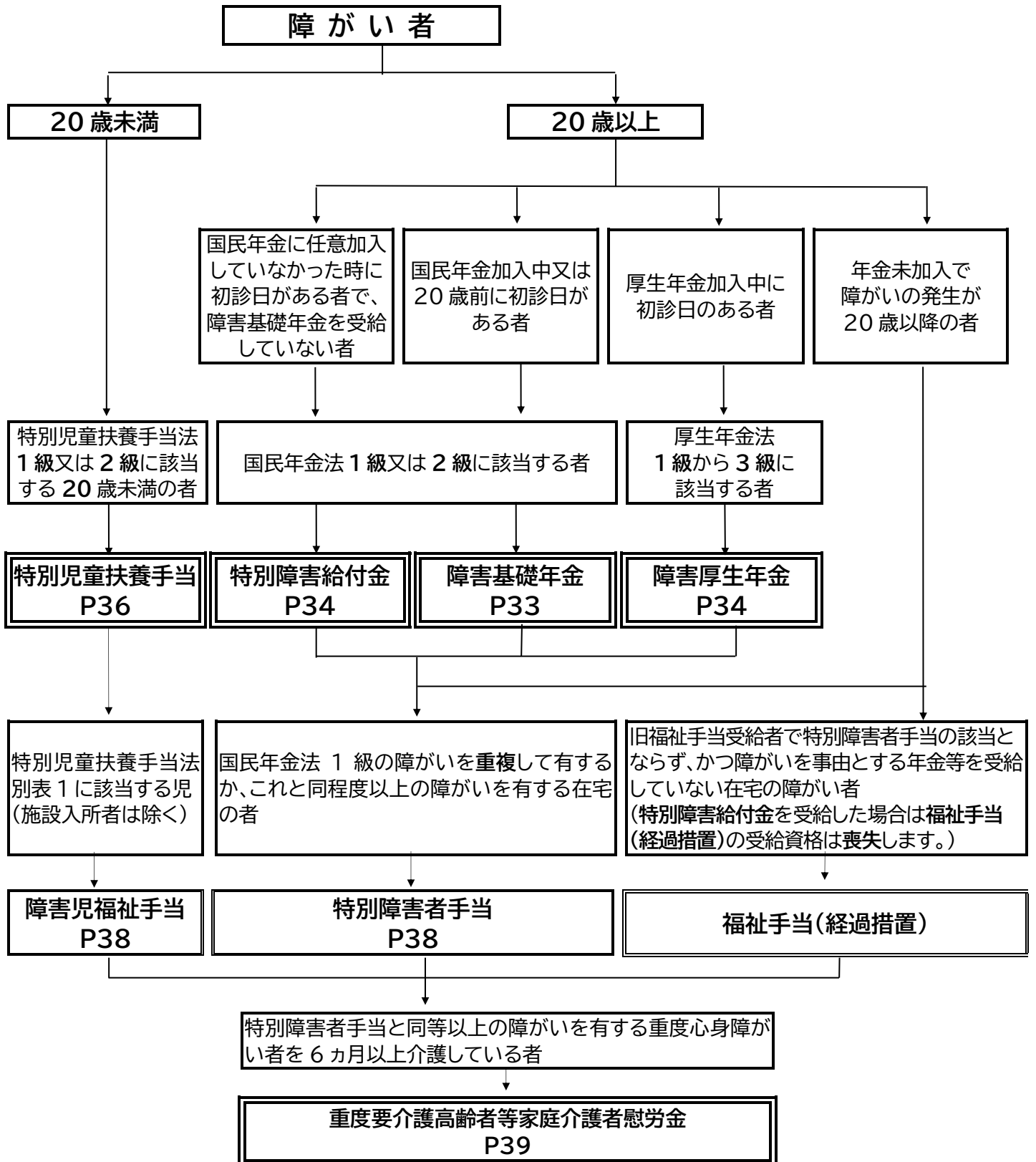


XI 年金・手当等

1 障がい者に対する手当等の概要



2 年金を受けるには（金額は参考金額です。）

(1)障害基礎年金

内容	<p>初診日において要件を満たす者が該当になり、診断書等により判定をします。</p> <p>(1) 初診日(病気やケガで初めて医師の診察を受けた日)が、国民年金の被保険者期間にあるか、65歳未満であること ※老齢基礎年金を繰り上げ受給している方は対象になりません。</p> <p>(2) 障害認定日(原則として初診日から1年6ヵ月を経過した日)に、障がいの程度が国民年金法施行令に定める1級又は2級の状態にあること。ただし、20歳前の初診日にかかる障がいについては、上記(1)、(2)の受給要件に該当しなくても20歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。</p> <p>(3) 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。ただし、令和8年3月末までに初診日がある場合は、特例として初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと (いずれも初診日の前日までの納付が必要)</p> <p>※詳細については下記窓口でご相談ください。</p>									
年金の額	1 級		年額 993,750 円							
	2 級		年額 795,000 円							
*令和5年度の参考金額です。詳しくは窓口でご相談ください。	<p>1級…日常生活において、他人の介助を必要とする程度のもの 2級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの</p> <p>受給権者と同一生計の子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で1・2級の障害等級にある子)がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算されます。</p>									
	1人目及び2人目の子		1人につき 年額 228,700 円							
	3人目以降の子		1人につき 年額 76,200 円							
支給制限	<p>初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金または昭和61年4月に障害福祉年金が裁定替された障害基礎年金を受給している人は、所得により支給制限があります。</p> <p>また、他の公的年金を受給できる場合にも支給制限されることがあります。</p>									
●年金1級 ○年金2級	個人差はありますが、この表における身体障害者手帳の等級とは必ずしも一致しません									
身体障がい	1 級	2 級	3 級	4 級	身体障がい	1 級	2 級	3 級	4 級	
視覚	●	●	○		下肢	●	●	●	○	
聴覚		●	○		体幹	●	●	○		
平衡			○		心臓	●	○		○	
音声・言語			○	○	腎臓	●	○		○	
そしゃく			○		呼吸器	●	○		○	
上肢	●	●	○	○	膀胱・直腸	○		○		
知的障がい	<p>● 精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの ○ 精神能力の全般的発達に遅滞があるもの</p>									
精神障がい	<p>● 他人の介助を受けなければほとんど自分のことができない程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>									
窓口	千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221)									

(2)障害厚生年金・障害共済年金等

内容	<p>初診日において、要件を満たすものが該当になり、診断書等により判定をします。</p> <p>(1)厚生年金又は共済年金の加入中に初診日があること (初診日が65歳以上でも加入期間中に初診日があれば可)</p> <p>(2)納付の要件は障害基礎年金に同じ。</p> <p>(3)障害認定日(原則として初診日から1年6ヶ月を経過した日)に、障がいの程度が、厚生年金保険法施行令等に定める1級、2級又は3級の状態にあること ※船員の障害年金もほぼ同様です。</p>		
年金の額 (令和5年度の参考金額です。詳しくは窓口でご相談ください。)	程度	障害厚生年金	
	1級障がい	(報酬比例の年金額)×1.25 配偶者加給年金額 228,700円	各共済組合にお問い合わせ下さい。
	2級障がい	(報酬比例の年金額)×1.00 配偶者加給年金額 228,700円	
	3級障がい	(報酬比例の年金額)×1.00 ※最低補償額は 596,300円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は 594,500円)	
被保険者期間の月数が300月に満たない時は、300月とする。			
障がい等級	※該当する障がい等級1、2級は30ページ「障害基礎年金」の表に同じ。 3級は「障害厚生年金」の障がい等級表による。		
窓口	勤務先を管轄する年金事務所 千曲市・坂城町は長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284 障害共済年金にあっては各共済組合		

(3)特別障害給付金

内容	<p>20歳以上で、任意加入対象期間中に国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給できない障がい者の方を対象に、福祉的な給付金を支給します。 (障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。)</p> <p>対象者</p> <p>(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生。当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方</p> <p>① 大学(大学院)・短大・高等学校及び専門学校 ② 昭和61年4月から平成3年3月までは、専修学校及び一部の各種学校も含まれます。</p> <p>(2)昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方(ただし、65歳の誕生日の前々日までに障がいの状態に該当した方に限ります。)</p> <p>① 被用者年金制度(厚生年金・共済組合等)の加入者の配偶者 ② 上記①の老齢給付受給者及び受給資格期間満了者(通算老齢・通算退職年金を除く)の配偶者 ③ 上記①の障害年金受給者の配偶者 ④ 国会議員の配偶者 ⑤ 地方議会議員の配偶者(ただし、昭和37年12月以降)</p>		
給付金の額 (令和5年度の参考金額)	障害基礎年金1級相当に該当する方	月額 53,650円	
	障害基礎年金2級相当に該当する方	月額 42,920円	
	1級・2級…「障害基礎年金」(33ページ参照)に相当する障がいの状態にあるとき		
支給制限	<p>・所得(本人)が一定額以上あるときには、支給額が、全額、又は半額に減額される場合があります。</p> <p>・老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合は、その受給相当額は支給されません。(受給相当額が、特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)</p> <p>・福祉手当(経過措置)を受給されている方は、特別障害給付金が支給されると手当の受給資格が喪失となります。</p>		
窓口	千曲市役所 市民課 年金係 (内線 1221)		

(4)心身障害者扶養共済年金

内容	心身障がい者・児を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡、または著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者・児に年金を支給するものです。(掛金は全額所得控除の対象となります。)								
心身障がい者・児の範囲	次のいずれかに該当する心身障がい者・児等で、将来独立自活することが困難であると認められる者・児(年齢は問いません。) (1)知的障がい者・児 (2)身体障がい者・児(身体障害者手帳1～3級) (3)精神又は身体に永続的な障がいを有する方で、(1)又は(2)と同程度の障がいと認められるもの(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)								
加入対象者	心身障がい者・児を扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、親族など)で次のすべての要件を満たしている方 (1)県内に住所があること (2)4月1日における年齢が65歳未満であること (3)特別な疾病又は障がいのない健康状態であること								
加入口数	1人の心身障がい者・児に対し2口まで加入できます。								
手続に必要なもの	加入等申請書、保護者と心身障がい者・児の住民票の写し、申込者告知書、障害証明書、年金管理者指定届書								
掛金月額	掛金の額は次のとおりで、加入時の年齢(4月1日現在)により額が決まります。 (平成20年4月からの加入者)								
	加入時年齢	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～65歳	
	掛金月額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円	
掛金納付の特典	(1)加入者の世帯の所得状況等により掛金が減額されます。 生活保護世帯(10/10)、市県民税非課税世帯(5/10)、市県民税均等割のみの世帯(3/10)、2人以上の障がい者・児を年金給付の対象とする加入者(3/10) (2)20年以上継続して加入し、かつ、加入者が65歳以上になると掛金が全額免除されます。ただし、従前分加入者については「20年」が「25年」となります。 ※従前分加入者とは、昭和61年3月31日以前の加入者で加入時の年齢が45歳未満の者及び昭和45年の制度発足時に1年間限り加入を認められた65歳未満の者 (3)掛金は小規模企業共済等掛金控除として、税法上の所得控除の対象となります。								
年金等の給付	(1)年金	加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、その月から生涯にわたって心身障がい者・児に対し年金を支給します。							
		1口加入の方				月額 2万円(年額 24万円)			
	2口加入の方				月額 4万円(年額 48万円)				
	(2)弔慰金	加入期間が1年以上で、加入者より先に心身障がい者・児が死亡した時は、加入者に対し加入期間に応じて弔慰金(一時金)を支給します。(金額は平成20年4月からの加入者)							
		加入期間 1年以上 5年未満				5万円			
		加入期間 5年以上 20年未満				12万5千円			
		加入期間 20年以上				25万円			
	※2口加入の場合は、2口目の加入期間に応じ表の金額に合算されます。								
	5年以上加入した後、この制度を脱退した時は、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。(金額は平成20年4月からの加入者)								
	(3)脱退一時金	加入期間 5年以上 10年未満				7万5千円			
加入期間 10年以上 20年未満				12万5千円					
加入期間 20年以上				25万円					
※2口加入者の場合は、2口目の加入期間に応じ表の金額に合算されます。									
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)								

(5)心身障害者扶養共済年金加入助成金

内容	心身障害者扶養共済年金の加入者に対し掛金の一部を助成金として支給します。
対象者	・心身障害者扶養共済年金の加入者で市内に住所を有する方 ・当該年度内2ヵ月以上の掛金がある方
支給額	年額 4,000円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

3 手当等を受けるには

(1)特別児童扶養手当

内 容	20 歳未満の重度の障がい児童を監護・生計維持している人に対し、支給される手当です。支給に際し、診断書・手帳等で判定を受けていただきます。 ただし、次の場合は支給されません。 ・父母又は養育者及び扶養義務者の所得が一定額を越える場合(次表参照) ・児童又は父母又は養育者が日本国内に住所がないとき ・児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるとき ・児童が児童福祉法等により施設に入所しているとき また、詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。				
手当の額 (令和5年 4月現在)	1 級該当児童 1 人につき		月額 53,700 円		
	2 級該当児童 1 人につき		月額 35,760 円		
所得制限	扶養親族等の数	所得制限額			備考
		本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者		
	0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満	該当の場合は左記限度額に加算	
	1 人	4,976,000 円	6,536,000 円	・老人控除対象配偶者 100,000 円/人	
	2 人	5,356,000 円	6,749,000 円	・老人扶養親族 100,000 円/人	
	3 人	5,736,000 円	6,962,000 円	・特定扶養親族 250,000 円/人	
以降1人増毎	+380,000 円	+213,000 円	・16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 250,000 円/人		
該当する障がい等級はおおむね次のとおりです。《●手当1級(重度)、○手当2級(中度)》					
身体障がい	1 級	2 級	3 級	4 級	備考
視 覚	●	●	○		(注) 1 1級の内部障がいについては、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。 2 2級の内部障がいについては、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。
聴 覚		●	○		
平 衡			○		
音声・言語			○		
そしゃく			○		
上 肢	●	●	○		
下 肢	●	●	●	○	
体 幹	●	●	○		
内 部	●	●	○		
知的障がい	● 食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの(療育手帳 A1・A2 程度) ○ 食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの				
精神障がい	● 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの				
窓 口	千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)				

(2)児童扶養手当

<p>内 容</p>	<p>父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭や、父又は母が重度障がい者の家庭等に対し支給されます。 ただし、所得が一定額を越える場合は手当の一部又は全部が支給されません。 また、次の場合も支給されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童又は父・母又は養育者が日本国内に住所がないとき ・児童が児童福祉施設に入所しているとき、又は里親に委託されているとき ・児童が母の配偶者(内縁関係も含む)又は父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(配偶者障害を除く) <p>◎児童又は支給対象者が公的年金*を受給できるとき ただし、年金額が児童扶養手当よりも低いときには、その差額分の児童扶養手当を受給することが出来る。 *遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など</p>																										
<p>受給資格者</p>	<p>次の条件にあてはまる、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父又は母や、父・母にかわってその児童を養育している方が対象です。 ただし、児童が心身に基準以上の障がい(国民年金法の障害等級1級程度)を有する場合(特別児童扶養手当該当程度)は、20歳未満まで手当を受給できます。いずれの場合も国籍は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が重度の障がい(国民年金法の障害等級1級程度)にある児童 ・父又は母の生死が明らかでない児童 ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ・父又は母が法令に定める裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・母が婚姻によらないで生まれた児童 <p>また、詳細につきましては、下記窓口にご相談ください。</p>																										
<p>手当の額 (令和5年4月現在)</p>	<p>区分</p>	<p>全部支給される者(月額)</p>	<p>一部支給される者(月額)</p>																								
<p>児童1人のとき</p>		<p>44,140円</p>	<p>44,130円～10,410円 (所得額に応じて決定)</p>																								
<p>児童2人のとき</p>		<p>上記に10,420円加算</p>	<p>10,410円～5,210円 (所得額に応じて決定)</p>																								
<p>児童3人以上のとき</p>		<p>児童1人増すごとに6,250円を加算</p>	<p>6,240円～3,130円 (所得額に応じて決定)</p>																								
<p>所得制限 (前年の所得で判定。 ただし、1月から6月に請求した場合は前々年)</p>	<p>扶養親族等の数</p>	<p>所得制限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人(全部支給)</th> <th>本人(一部支給)</th> <th>孤児等の養育者配偶者扶養義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>490,000円未満</td> <td>1,920,000円未満</td> <td>2,360,000円未満</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>870,000円</td> <td>2,300,000円</td> <td>2,740,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,250,000円</td> <td>2,680,000円</td> <td>3,120,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,630,000円</td> <td>3,060,000円</td> <td>3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>以降1人増毎</td> <td>+380,000円</td> <td>+380,000円</td> <td>+380,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当の場合は上記限度額に加算 ・老人控除対象配偶者 100,000円/人・老人扶養親族 100,000円/人 ・特定扶養親族 150,000円/人・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 150,000円/人 *養育費の8割相当額を所得額に加算します。</p>			本人(全部支給)	本人(一部支給)	孤児等の養育者配偶者扶養義務者	0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満	1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	以降1人増毎	+380,000円	+380,000円	+380,000円
	本人(全部支給)	本人(一部支給)	孤児等の養育者配偶者扶養義務者																								
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満																								
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円																								
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円																								
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円																								
以降1人増毎	+380,000円	+380,000円	+380,000円																								
<p>窓 口</p>	<p>千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)</p>																										

(3)障害児福祉手当

内容	日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、障害年金等一定の年金を受給している場合や所得が一定額を越える場合は支給停止となります。		
手当の額	月額 15,220 円 (令和5年度) ※年度により金額が変更する場合があります。		
所得制限	後記「(4)特別障害者手当」に同じ。」		
対象者	該当する障がい等級はおおむね次のとおりです。		
	身体障がい	視覚	1級及び2級の一部
		上肢	
		下肢	
		体幹	
	聴覚	2級の一部	
内部		1級	
(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。			
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下		
精神障がい	日常生活において常時介護を必要とする程度		
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)		

(4)特別障害者手当

内容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者(病院または診療所に継続して 3 ヶ月以上入院している者を除く。)に支給されます。また、所得が一定額を越える場合は支給されません。			
手当の額	月額 27,980 円 (令和5年度) ※年度により金額が変更する場合があります。			
所得制限	扶養親族等の数	所得制限額		
		本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者	備考
	0 人	3,604,000 円未満	6,287,000 円未満	該当の場合は本人左記限度額に加算
	1 人	3,984,000 円	6,536,000 円	・老人控除対象配偶者 100,000 円/人
	2 人	4,364,000 円	6,749,000 円	・老人扶養親族 100,000 円/人
	3 人	4,744,000 円	6,962,000 円	・特定扶養親族 250,000 円/人
以降 1 人増毎	+380,000 円	+213,000 円	・16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 250,000 円/人	
対象者	該当する障がい程度はおおむね次の障がいが重複するもの又はそれと同程度以上のものです。			
	身体障がい	視覚	1級及び2級の一部	
		上肢		
		体幹		
		下肢		1級、2級及び3級の一部
	聴覚	2級		
内部	1級			
(注) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。				
知的障がい	知能指数おおむね 20 以下			
精神障がい	日常生活において常時介護を必要とする程度			
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)			

(5)交通・災害遺児等に対して

①交通・災害遺児見舞金

内容	交通事故・災害事故により、父又は母が死亡もしくは障害程度1級(身体)となった時、その子供(18歳未満)に対し、見舞金を支給します。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687

②交通・災害遺児等福祉金

内容	交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡もしくは国民年金法の障がい等級 1 級程度の障がい者となった時は、満 18 歳未満の児童に年額 2 万円支給されます。 支給月は 8 月です。詳細は、窓口へ問い合わせください。
窓口	千曲市役所 こども未来課 子育て支援係 (内線 1251)

③自動車事故重度後遺障がい者介護料

内容	自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷したことにより、重度の後遺障がいがあり、常時または随時の介護が必要な方に対し支給されます。
窓口	独立行政法人自動車事故対策機構 長野支所 ☎ 026-480-0521

(6)重度心身障がい者・児の介護者等に対して

①千曲市重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金

内容	重度の要介護高齢者、重度心身障がい者等と同居し介護されている方へ支給します。 (原則として毎年 12 月に支給。基準日:11 月 1 日)
対象者	市内在住の重度心身障がい者等の介護者、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給者又は、これと同程度以上の障がいを有する方の介護者で基準日(11 月 1 日)前 1 年間に介護期間が 6 ヶ月以上ある方。又は基準日前の介護期間の最終日からさかのぼって 1 年間に介護期間(前年度受給者はその年の 10 月 31 日以前の期間を除く。)が 6 ヶ月以上ある方
支給額	年額 80,000 円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

②在宅重度障害児介護手当

内容	在宅の知的障がい児を介護されている保護者に対し手当を支給します。
対象者	市内に住所を有し、療育手帳 A1・A2・B1 の交付を受けている 20 歳未満の在宅の方を介護し、基準日(2 月 1 日)前の 1 年間に介護期間が 6 ヶ月以上ある児童の保護者が対象です。 (重度要介護高齢者等家庭介護者慰労金受給者、社会福祉施設等通所等扶助費受給者は除く。)
支給額	年額 80,000 円
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)

(7)特定疾患等患者見舞金

内容	特定疾患に係る医療費の公費負担を認められている方に対し見舞金を支給します。
対象者	10 月 1 日現在で、 (ア)特定医療費(指定難病)受給者証 (イ)特定疾患医療受給者証 (ウ)長野県特定疾病医療受給者証 (エ)小児慢性特定疾患医療受給者証 のいずれかの交付を受けている方で、かつ、市内に住所を有する方が対象です。
支給額	年額 10,000 円
手続きに必要なもの	① 申請書 ② 上記(ア)~(エ)いずれかの受給者証
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

(8)腎臓機能障害者通院扶助

内容	腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けるために、通院している方に対し支援します。
対象者	市内に住所を有し、人工透析を受けるために通院している在宅の方が対象です。 *医療機関にて無料の送迎車を利用されている方は除きます。
支給額	通院距離に応じて月額 3,000 円～6,000 円
手続	① 申請書 ② 医療機関で発行する証明書
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

(9)入所・通所・通園・通学者等に対して

①社会福祉施設等通所等扶助

内容及び 支給額	(1)社会福祉施設等に入所・入居し千曲市が援護をしている障がい者・児の保護者で、千曲市に住所を有する方。ただし、介護保険での入所等は除く。	13,000 円
	(2)市内に住所を有し社会福祉施設等に通園・通学している障がい者・児(入寮者を除く。)の保護者で、千曲市に住所を有する方	13,000 円
	(3)在宅で市内に住所を有し、かつ、千曲市が援護し、社会福祉施設等に通所している者・児。ただし、当該者・児が未成年である場合には、その保護者(介護保険での通所等は除く。)	日数に応じて 19,000 円～ 26,000 円
基準日 (12月1日現在)		
手続に必要なもの	① 申請書 ② 上記(3)のみ通所日数等証明書	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1274)	

②障害児・者施設訪問看護サービス補助

内容	保護者等の付添介護の負担を軽減するため、障がい児・者施設に通園・通所する児・者のうち医療的ケア(主治医の指示)を必要とする者・児に対し看護師が施設を訪問して行う看護に必要な経費を予算の範囲内で補助します。 *詳細につきましては、下記窓口までご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

(10)外国人高齢者及び外国人心身障害者特別給付金

内容	公的年金の支給を受けられない外国人に対して、特別給付金を支給します。
対象者	市内に継続して 1 年以上居住している外国人で、永住者または特別永住者の在留資格を有している方のうち、生活保護法に基づく保護を受けておらず、社会福祉施設へ入所していない方が対象になります。 《外国人高齢者》 (1)大正 15 年 4 月 1 日以前に出生した方 (2)公的年金の支給を受けていない方 《外国人心身障がい者》 (1)昭和 36 年 12 月 31 日以前に出生した方 (2)身体障害者手帳の 1・2 級または療育手帳の A1・A2 の交付を受けている方 (3)基準日前に心身障がい者となった方または基準日以後に心身障がい者となった方で、発生原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日が基準日前である方
支給額	《外国人高齢者》 月額 10,000 円 《外国人心身障がい者》 月額 20,000 円
手続	詳細につきましてはご相談のうえ、下記窓口で申請してください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

4 生活福祉資金の貸付けを受けるには

次のとおり各種資金の貸付けが受けられます。(実施主体:県社会福祉協議会)

内容	失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯への貸付けや、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対しての貸付けなどがあります。詳しくは千曲市社会福祉協議会または、県社会福祉協議会までお問い合わせください。
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687 長野県社会福祉協議会 ☎ 026-226-2035